

鳥取県（中核市除く）における処遇改善等加算（区分3） に係る研修修了要件の概要

1 研修の概要

処遇改善等加算（区分3）の認定要件となる職務・職責に応じた技能を修得するための研修として、国が定める研修要件に基づき、本県が対象とするものは、下記のとおりとする。

施設類型	対象となる研修		説明	対象年度
○保育所 ○地域型保育事業所	保育士等キャリアアップ研修	委託研修	事業者へ委託し集中的に開講する保育士等キャリアアップ研修	平成29年度以降
		指定研修	従来から県や各団体により実施されている研修で県が指定する研修	平成27年度以降
	園内研修		各施設が企画・実施する国通知の要件を満たした研修	令和3年度以降
○幼稚園 ○認定こども園 （※保育所型含む）	保育士等キャリアアップ研修 （※幼稚園は「乳児保育」を除く）	委託研修	事業者へ委託し集中的に開講する保育士等キャリアアップ研修	平成29年度以降
		指定研修	従来から県や各団体により実施されている研修で県が指定する研修	平成27年度以降
	県・県教育委員会・市町村が実施する研修		教育・保育の質の向上を目的として、県又は市町村が実施する研修	平成27年度以降
	大学等が実施する研修（例：免許状更新講習）		教育・保育の質の向上を目的として、大学等が実施する研修	平成27年度以降
	県が適当と認めた団体が実施する研修		県が認定する幼稚園・認定こども園関係団体が実施する研修	平成27年度以降
	園内研修		各施設が企画・実施する国通知の要件を満たした研修	令和3年度以降

※県が適当と認めた団体が実施する研修・・・県が適当と認めた幼稚園・認定こども園関係団体は県ホームページで周知する